ヘ　当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ト　当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十六条の三第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し又は解体した日

チ　イからトまでに規定するもののほか、申請軽自動車が対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十六条の三第二項又は第三項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二　次に掲げるいずれかの書類

イ　政令附則第三十二条の二第二項に規定する主たる定置場所在の道府県の知事が法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証する書類

ロ　政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証する書類

ハ　次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

(1)　対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第二号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合　道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書（(2)から(4)までにおいて「登録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（(2)から(4)までにおいて「検査記録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(2)　対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものに限る。）に該当する場合　登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの、同号に規定する移動させた日を証する書類及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(3)　対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合　登録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの、同号に規定する移動させた日を証する書類及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(4)　(1)から(3)までに掲げる場合以外の場合　登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもののうち用途を廃止した日の記載がされているもの

三　政令附則第三十四条第三項第二号及び第三号又は同条第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十六条の三第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

附則第二十五条の見出し中「附則第三十四条第九項」を「附則第三十五条第九項」に改め、同条第一項中「附則第三十二条第一項に」を「附則第三十四条第一項に」に、「附則第三十四条九項」を「附則第三十五条第九項」に改め、同項第一号イ中「被災自動車（法附則第五十二条第一項に規定する被災自動車をいう。以下この項において同じ。）」を「被災自動車等」に改め、「（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）」を削り、「当該被災自動車」を「当該被災自動車等」に改め、同号ロ中「とする」の下に「三輪以上の」を加え、「二輪のものを除く。」、「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。）」及び「（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同号ハを次のように改める。

ハ　当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1)　既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(2)　既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(3)　既に法附則第五十三条の二第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(4)　既に法附則第五十六条の三第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(5)　既に法附則第五十六条の三第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(6)　既に法附則第五十六条の三第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車

(7)　既に二十九年旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8)　既に二十九年旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(9)　既に二十九年旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(10)　既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(11)　平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

附則第二十五条第一項第一号ニ中「被災自動車」を「被災自動車等」に改め、同項第二号中「附則第五十二条第一項」を「附則第五十六条の三第一項」に、「第四項第二号ニ」を「第四項第二号ニ」に、「自動車が被災自動車」を「自動車等が被災自動車等」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に、「自動車が」を「自動車等が」に、「被災自動車」を「被災自動車等」に、「当該自動車の」を「当該自動車等の」に、「第四百四十七条第一項」を「第四百六十三条の十九第一項」に改め、同項第四号中「附則第三十二条第一項第二号」を「附則第三十四条第一項第二号」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「附則第三十四条第一項に」を「附則第三十五条第一項に」に、「附則第三十四条第九項」を「附則第三十五条第九項」に改め、同項第一号イ中「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に、「第四百四十七条第一項」を「第四百六十三条の十九第一項」に、「条例の」を「条例で」に、「によつて」を「により」に改め、同項第四号中「附則第三十四条第一項第二号」を「附則第三十五条第一項第二号」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第三項中「附則第三十四条第二項に」を「附則第三十五条第二項に」に、「附